

## 生産者が施用した肥料等の情報

農作物を栽培するために施用する化成肥料や堆肥などは、品質の確保、適正な取り扱い、人畜に対する安全の確保を図るため、「肥料取締法」により肥料の種類や規格が定められ、一定のルールの下で取り扱いが行われている。

また、土壌の物理性や化学性を改善するために施用する資材については、品質を識別し難い場合があるため、「地力増進法」により土壌改良資材を指定し、品質表示の適正化が図られている。

ここでは、生産情報として開示すべき肥料・土壌改良資材の種類、履歴の記帳と公表についての留意点について解説する。

なお、きのこは植物ではないことから、きのこの生産情報公表に関して、公表情報における肥料の種類及び施用量、土壌改良資材の種類及び施用量の欄に記載する内容は無い。使用した資材は、「生産者が使用又は施用したその他の生産資材」の欄に記載する。（「きのこの場合のその他の生産資材の情報」を参照）

### 1. 肥料及び土壌改良資材の定義

肥料取締法による肥料の定義は以下のとおりである。

肥料取締法（第二条第一項）

「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的变化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物をいう。

（同第二項）

「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

すなわち、肥料は「植物の栄養に供する物」と、「土壌に化学的变化をもたらす物」が該当し、「特殊肥料」と「普通肥料」の2種類に区分されている。

特殊肥料とは、米ぬか、たい肥、家畜のふん尿などのように、農家の経験と五感で品質判断しやすいものや、肥料の価値や施用量が含有主成分量のみ依存しないものが該当し、農林水産大臣により指定されている。現在指定されている特殊肥料は46種類（平成18年2月末現在）である。

普通肥料とは、特殊肥料以外の肥料で、一定の規格（公定規格）を満たす登録肥料が該当し、保証票を貼付して市販されており、現在、146種類（平成18年2月末現在）の規格が設定されている。

また、登録された普通肥料同士を単純に配合した肥料は「指定配合肥料」として、公定規格が定められていない普通肥料は「仮登録肥料」として、保証票を貼付して市販されている。

土壌改良資材は、地力増進法で以下のように定義されている。

地力増進法（第十一条抜粋）

植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料にあっては、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的变化をもたらすことと併せて土壌に化学的变化以外の変化をもたらすことを目的として土地に施される物に限る。以下「土壌改良資材」という。）

第十一条を言い換えれば、土壌改良資材とは「作物の養分になるものと土壌の化学性を改良するもの以外で、植物の栽培に資するために土壌に施用するもの」、「肥料以外で土壌に施用して効果（土壌の物理性・生物性の改善）があるもの」ということとなる。

土壌改良資材によっては、そのような資材は政令で指定し、品質にかかわる表示の適正化を図る仕組みが講じられている。現在、12種類の土壌改良資材が政令で指定されている。

## 2. 肥料の種類と施肥基準

肥料は、先に述べたように特殊肥料(46種類)と普通肥料があり、普通肥料には公定規格(146種類)が設定されている登録肥料、仮登録肥料、普通肥料を単純に配合した指定配合肥料(届出のみで登録を取る必要がない)がある。

マンガン・ほう素以外の鉄、亜鉛、銅などの微量元素や肥料・農薬以外の葉面散布剤などは「生産者が使用又は施用したその他の資材」となる。

### < 肥料の種類 >

特殊肥料 : 農林水産大臣により指定されたたい肥等の46種類の肥料

普通肥料 : 特殊肥料以外の肥料

- ・登録肥料 (公定規格が定められ、登録が必要な146種類の肥料)
- ・指定配合肥料(届出のみで、登録の必要がない、普通肥料を単純に配合した肥料)
- ・仮登録肥料 (公定規格がなく仮登録申請された肥料)

施肥基準は、都道府県や各地域で、作物別に設定され、施肥ガイド、栽培の手引き、栽培基準、施肥基準、要領、指針などの形で公表されている。なお、生産情報公表農産物のJAS規格における化学肥料の削減割合の指標は、地方公共団体等が定めた慣行施肥レベルとなる。

### < 特殊肥料 > (平成18年2月末現在)

以下の肥料で粉末にしないもの

魚かす、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨、蒸製てい角、肉かす、羊毛くず、牛毛くず、粗砕石灰石。

以下の肥料

米ぬか、はっこう米ぬか、はっこうかす、アミノ酸かす、くず植物油かす及びその粉末、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の実油かす及びその粉末、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、セラックかす、にかわかす、魚鱗、家きん加工くず肥料、はっこう乾ぶん肥料、人ぶん尿、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、たい肥、グアノ、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こう。

< 普通肥料 > (平成18年2月末現在)

窒素質肥料： 硫酸アンモニア、塩化アンモニア、硝酸アンモニア、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸ソーダ、硝酸石灰、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、尿素、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、副産窒素肥料、液体副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料。

りん酸質肥料： 過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、腐植酸りん肥、被覆りん酸肥料、液体りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、鉍さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鉍さいりん酸肥料、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料。

加里質肥料： 硫酸加里、塩化加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、副産加里肥料、混合加里肥料。

有機質肥料： 魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、甲殻類質肥料粉末、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉、蒸製皮革粉、干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゅかす粉末、窒素質グアノ、加工家きんふん肥料、とうもろこし浸漬液肥料、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、副産植物質肥料、混合有機質肥料。

複合肥料： 熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料、家庭園芸用複合肥料。

石灰質肥料： 生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料。

けい酸質肥料： けい灰石肥料、鉍さいけい酸質肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料。

苦土肥料： 硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料。

マンガン質肥料： 硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鉍さいマンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料、混合マンガン肥料。

ほう素質肥料： ほう酸塩肥料、ほう酸肥料、熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料。

微量要素複合肥料： 熔成微量要素複合肥料、液体微量要素複合肥料、混合微量要素肥料。

汚泥肥料等： 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物。

### 3. 土壌改良資材の種類

以下に政令で指定されている 12 種類の土壌改良資材を示した。これらの 12 種類の土壌改良資材については表示が義務づけられている。育苗培土、微生物資材などは「生産者が使用又は施用したその他の資材」に該当する。

施用量は、何れの資材とも土壌の種類、作物等によって変わるため一概にはいえないが、農業試験場、農業改良普及センターなどが示している施用量、あるいは袋に表示されている施用量を参考とする。

< 政令指定の土壌改良資材 >

泥炭、バークたい肥、腐植酸質資材、木炭、けいそう土焼成粒、ゼオライト、バーミキュライト、パーライト、ベントナイト、VA 菌根菌資材、ポリエチレンイミン系資材、ポリビニルアルコール系資材。

### 4. 施用した肥料・土壌改良資材の記帳

#### (1) 記帳する肥料・土壌改良資材とは

生産履歴として公表する肥料は「肥料取締法」により公定規格が定められた特殊肥料と普通肥料、土壌改良資材は「地力増進法」により政令で指定されたものが該当する。また、生産履歴として公表する肥料・土壌改良資材の種類は、これらの名称やペットネームではなく、肥料取締法及び地力増進法にもとづいて定められている「指定名(特殊肥料)」、「肥料の種類(普通肥料)」、「土壌改良資材の種類」(以下「一般名称」と略す)となる。

したがって、施用した肥料や土壌改良資材の記帳にあたっては、肥料や土壌改良資材の名称やペットネームの他に法にもとづく一般名称も記帳しておく必要がある。

使用している肥料がどの種類に該当するかについては、普通肥料の場合は肥料袋に貼付されている「保証票」(図 1)の「肥料の種類」の欄に記載されている。特殊肥料については一般的表示(図 2)の「指定名」の欄、ただし「たい肥」と「動物の排せつ物」は「肥料取締法に基づく表示」(図 3)の「肥料の種類」の欄に記載されている。また、土壌改良資材については、「地力増進法に基づく表示」(図 4)の「土壌改良資材の種類」の欄に記載されている。

以下に保証票などの例を示したが、**指定配合肥料の保証票が貼付されている場合は、原料に使用されている普通肥料各々について公表しなくてはならない。**なお、指定配合肥料の保証票では、各原料の使用量が判らないため、あらかじめ製造元に問い合わせ使用している原料の「肥料の種類」と使用量を把握しておく必要がある。また、仮登録肥料の保証票が貼付されている場合は「肥料の種類」の欄はないため、肥料の種類は「仮登録肥料」とする。

生産業者保証票		指定配合肥料 生産業者保証票	
登録番号	生第12345号	肥料の名称	配合444
<u>肥料の種類</u>	<u>化成肥料</u>	保証成分量(%)	
肥料の名称	複合燐加安444		アンモニア性窒素 14.0
保証成分量(%)			可溶性りん酸 14.0
	アンモニア性窒素 14.0		内水溶性りん酸 11.0
	可溶性りん酸 14.0		水溶性加里 14.0
	内水溶性りん酸 11.0	原料の種類	
	水溶性加里 14.0	硫酸アンモニア、化成肥料、塩化加里	
正味重量	20kg	備考	
生産した年月	上部に記載	重量割合の大きい順である	
生産業者の氏名又は名称及び住所	肥料株式会社	正味重量	20kg
	東京都千代田区 1-1-1	生産した年月	上部に記載。
生産した事業場の名称及び所在地	肥料株式会社 工場	生産業者の氏名又は名称及び住所	肥料株式会社
	神奈川県 市 2-2		東京都千代田区 1-1-1
		生産した事業場の名称及び所在地	肥料株式会社 工場
			神奈川県 市 2-2

図1 肥料の保証票の例

注．保証票の種類は、図示したものの他に、販売業者保証票、輸入業者保証票、登録外国生産肥料生産業者保証票、登録外国生産肥料輸入業者保証票、指定配合肥料輸入業者保証票、指定配合肥料販売業者保証票などがある。

特殊肥料	
<u>指定名</u>	<u>魚かす</u>
肥料の名称	肥料
届出を受理した都道府県	東京都 第3456号
正味重量	20kg
生産した年月	上部に記載
生産業者の氏名又は名称及び住所	
	株式会社
	東京都千代田区 1-1-1

図2 特殊肥料の一般的表示の例

肥料取締法に基づく表示	
肥料の名称	たい肥
肥料の種類	たい肥
届出をした都道府県	東京都
表示者の氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都千代田区 1-1-1
正味重量	20キログラム
生産した年月	上部に記載
原料	牛ふん、鶏ふん、樹皮 備考：生産に当たって使用された重量の多い順である
主要な成分の含有量等	窒素全量 3.0% りん酸全量 1.0% 加里全量 0.5%未満 銅全量 350mg/kg 亜鉛全量 950mg/kg 石灰全量 15.0% 炭素窒素比 5 水分 60%

図3 特殊肥料の品質表示基準に基づく表示例

地力増進法に基づく表示	
土壤改良資材の名称	ピートモス
土壤改良資材の種類	泥炭
表示者の名称及び住所	株式会社 東京都千代田区 1-1-1
正味量	170リットル
原料	カナダ産みずごけ
有機物の含有率	55%
有機物中の腐植酸含有率	8%
用途（主たる効果）	土壤の膨軟化 保水性の改善
水分の含有率	50%
施用方法	本圃10a 当たり5000～7000リットル
施用上の注意	この土壤改良資材は、過度に乾燥すると、施用直後、十分な保水性改善効果が発現しないことがありますので、その場合には、播種、栽植等は十分に土となじませた後に行ってください。

図4 地力増進法に基づく表示の例

注 記載内容は、土壤改良資材の種類によって異なる。

図は泥炭の事例。

## (2) 施用量

施用量は、肥料・土壤改良資材とも、種類毎、圃場毎に10a 当たりに換算して公表するが、養液栽培、灌水施肥栽培（養液土耕栽培）の場合も、10a 当たりの肥料の施用量を公表する。

化学肥料の削減割合を公表する場合は、化学肥料由来の窒素施肥量の公表が必要であり、以下のようにして求める。育苗に使用した肥料、育苗培土に添加された肥料も対象となるので注意が必要である。なお、たい肥の製造過程で、腐熟促進のために添加された化学肥料は対象外となる。

保証票に窒素全量が保証されている場合は、以下のようにして化学肥料由来の窒素量を求める。

ケース 1： 保証票に記載されている「原料の種類」の欄に尿素、アセトアルデヒド縮合尿素などの化学合成緩効性窒素肥料、被覆肥料、石灰窒素、副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料等の記載がない場合は、窒素全量を保証する原料は有機質肥料のみとなるため、無機態窒素量から化学肥料由来の窒素含有量を求める（図5）。

ケース 2： 保証票に記載されている「原料の種類」の欄に尿素、アセトアルデヒド縮合尿素などの化学合成緩効性窒素肥料、被覆肥料、石灰窒素、副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料等の記載がある場合は、製造設計書を取り寄せ、設計

上の窒素全量から有機質肥料由来の窒素量を差し引いて製造設計上の化学肥料由来の窒素全量の合計量を求める（図 6、表 1）。次に、化学肥料由来の窒素全量の合計量を、製造設計上の窒素全量の合計量で除して化学肥料由来の窒素の比率を求め、これを保証成分に乗じて化学肥料由来の窒素量とする。なお、その場合は、小数点以下 1 桁まで求める。

窒素全量が保証され、原料の種類に化成肥料、指定配合肥料がある場合も同様である。

生産業者保証票	
登録番号	生第 2 3 4 5 6 号
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	有機入り化成高度30号
保証成分量（%）	
窒素全量	6.0
内アンモニア性窒素	3.0
りん酸全量	9.0
内可溶性りん酸	6.0
内水溶性りん酸	4.0
加里全量	15.0
内水溶性加里	15.0
原料の種類	
（窒素全量を保証する原料）	
骨粉質類、植物油かす類、魚粉類	← 尿素等は記載されていない
備考 窒素全量の量の割合の大きい順である	
正味重量	20キログラム
生産した年月	上部に記載
生産業者の氏名又は名称及び住所	
肥料株式会社	
東京都千代田区	1-1-1
生産した事業場の名称及び所在地	
肥料株式会社 工場	
神奈川県 市	2-2

この肥料には、動物由来たん白が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

図5 尿素、化学合成緩効性窒素肥料等を含まない保証票の例

注．この場合は、アンモニア性窒素、硝酸性窒素（この保証票には記載されていない）の合計成分量**3.0%**を**化学肥料由来の窒素量**とする。

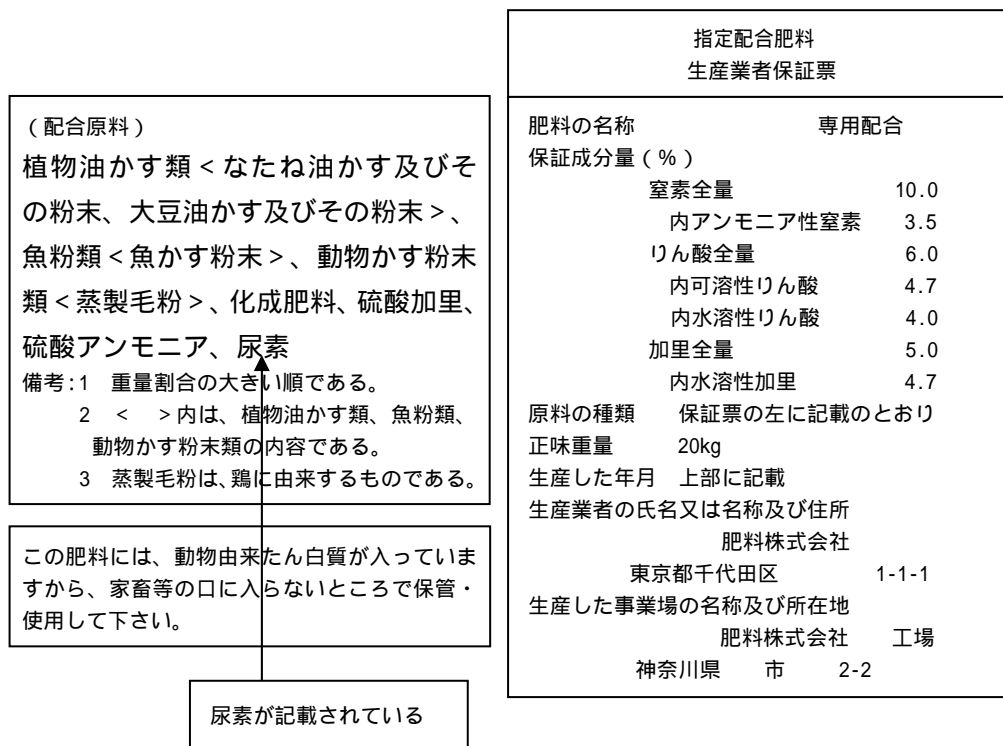


図6 尿素、アセトアルデヒド縮合尿素などの化学合成緩効性窒素肥料等を含む保証票の例

注：製造設計を取り寄せ、その内容をもとに化学肥料由来の窒素施用量を求める。

表1 製造設計書の例（図6の製造設計）

原 料		使用割合 (%)	設 計 成 分 量 ( % )						
名 称	保証成分		TN	AN	TP	SP	WP	TK	WK
硫酸アンモニア	21	9.0	1.89	1.89					
尿素	46	3.0	1.38						
りん酸2アンモニア	18-46(40)	11.0	1.98	1.98	5.06	5.06	4.40		
硫酸加里	50	10.0						5.00	5.00
魚かす粉末(荒)	7-6	20.0	1.40		1.20				
魚かす粉末(ニシン)	8-5	4.0			0.20				
蒸製(羽)毛粉	13	16.0	2.08						
大豆油かす粉末	7.2-1.3-1.8	5.0	0.36		0.06			0.09	
なたね油かす粉末	5.3-2-1	22.0	1.16		0.44			0.22	
合 計		100.0	10.58	3.87	6.96	5.06	4.40	5.31	5.00
保証成分量(%)			10.0	3.5	6.0	4.7	4.0	5.0	4.7
余裕成分量(%)			0.58	0.37	0.96	0.36	0.40	0.31	0.30

注：網掛けした成分量の合計量（有機質肥料以外でTN欄に成分量の記載がある硫酸アンモニア、尿素、りん酸2アンモニアの合計）5.25%を製造設計上の窒素全量の合計量（10.58%）で除して化学肥料由来の窒素の比率を求める（ $5.25 \div 10.58 \times 100 = 49.62\%$ ）。次に、この化学肥料由来の窒素の比率を保証成分に乗じて化学肥料由来の窒素量とする。この例では5.0%（ $0.4962 \times 10\%$ ）となる（数値は小数点以下2桁切り上げて一桁とする）。したがって、この指定配合肥料を100kg/10a施用していれば、化学肥料由来の窒素施用量は5.0 kg/10aとなる。



### (3) 記帳内容

生産履歴として記帳しておくべき項目は以下のとおりである。化学肥料の削減割合を公表する場合は、育苗に使用した肥料、育苗培土に添加された肥料も対象となるので注意が必要である。なお、たい肥の製造過程で、腐熟促進のために添加された化学肥料は対象外となる。

施用した肥料及び土壌改良資材の名称やペットネーム

施用した肥料及び土壌改良資材の一般名称（種類名）

施用した普通肥料の保証成分量（削減割合を公表する場合は必須）； 単位は%

肥料及び土壌改良資材を施用した年月日（前作終了時を起点とする）

施用した肥料の用途（基肥・追肥・育苗の別）

保証票又は肥料の製造設計書からもとめた肥料に含まれる化学肥料由来の窒素量（削減割合を公表する場合に必須）； 単位は%

肥料及び土壌改良資材の圃場当たりの施用量（削減割合を公表する場合には化学肥料由来の窒素施用量が必須）； 単位は kg/圃場

肥料及び土壌改良資材の単位面積当たりの施用量（削減割合を公表する場合には化学肥料由来の窒素施用量が必須）； 単位は kg/10a

注．養液栽培、灌水同時施肥栽培（養液土耕栽培）の場合は、肥料を養液の原液タンクに施用した時点で、～ の内容を記帳する。
---

以下に記帳様式例を示したが、グループの場合は個々の農家が記載した内容を取りまとめた上で公表する生産履歴の情報を作成する。



## 5. 公表情報の作成

### (1) 肥料・土壌改良資材の公表情報の例

表3 肥料・土壌改良資材関係の公表情報の例(その1; 水稻)

肥料の種類及び施用量	種類	施用量	当地の平均窒素成分量
	化成肥料	70kg/10a	
	混合りん酸肥料	60kg/10a	
	たい肥	1000kg/10a	
土壌改良資材の種類及び施用量	種類	施用量	

表4 肥料・土壌改良資材関係の公表情報の例(その2; 水稻・削減割合を公表する場合)

肥料の種類及び施用量	種類	施用量	平均窒素成分量を定めた地方公共団体	
	混合りん酸肥料	60kg/10a	県	
	鉍さいかい酸質肥料	150kg/10a	腐植酸苦土肥料は肥料であるが、土壌改良資材(腐植酸資材)に指定されているため土壌改良資材の欄にのみ記載する。	
	たい肥	1000kg/10a		
	種類	施用量	削減割合	平均窒素成分量
	配合肥料	50kg/10a(窒素1.2kg/10a)	5割	窒素 6kg/10a
	化成肥料	10kg/10a(窒素1.7kg/10a)		
化学肥料の窒素成分量		窒素2.9kg/10a		
土壌改良資材の種類及び施用量	種類	施用量		
	腐植酸資材	80kg/10a		
	ベントナイト	1000kg/10a		

化学肥料削減割合を公表する場合は育苗に使用した肥料も記載。ここでは、育苗に化成肥料を使用したため、本田の施用量と育苗に使用した肥料の合計量が記載されている。

表5 肥料・土壌改良資材関係の公表情報の例(その3; 野菜・削減割合を公表する場合)

肥料の種類及び施用量	種類	施用量	平均窒素成分量を定めた地方公共団体	
	ななぬめす及びその粉末	200kg/10a	県	
	加工りん酸肥料	30kg/10a	腐植酸苦土肥料は肥料であるが、土壌改良資材(腐植酸資材)に指定されているため土壌改良資材の欄にのみ記載する。	
	炭酸カルシウム肥料	150kg/10a		
	種類	施用量	削減割合	平均窒素成分量
	化成肥料	5kg/10a(窒素0.5kg/10a)	7割	窒素20kg/10a
	指定配合肥料	150kg/10a(窒素3.8kg/10a)		
化学肥料の窒素成分量		窒素4.3kg/10a		
土壌改良資材の種類及び施用量	種類	施用量		
	パークたい肥	2000kg/10a		

化学肥料削減割合を公表する場合は育苗に使用した肥料も記載

表6 肥料・土壌改良資材関係の公表情報の例（その4；果樹・削減割合を公表する場合）

肥料の種類及び施用量	種 類	施 用 量	平均窒素成分量を定めた地方公共団体	
	混合石灰肥料	100kg/10a	県	
	副産石灰肥料	60kg/10a		
	種 類	施 用 量	削減割合	平均窒素成分量
	化成肥料	40kg/10a（窒素2.8kg/10a）	/	/
指定配合肥料	240kg/10a（窒素8.5kg/10a）			
化学肥料の窒素成分量		窒素11.3kg/10a	5割	窒素24kg/10a
土壌改良資材の種類及び施用量	種 類	施 用 量		
	-	-		

表7 肥料・土壌改良資材関係の公表情報の例  
（その5；果樹・グループ・削減割合を公表する場合）

肥料の種類及び施用量	種 類	施 用 量	平均窒素成分量を定めた地方公共団体	
	混合石灰肥料	50～100kg/10a ←	県	
	副産石灰肥料	30～60kg/10a ←		
	種 類	施 用 量	削減割合	平均窒素成分量
	化成肥料	30～40kg/10a （窒素2.1～2.8kg/10a） ←	/	/
指定配合肥料	200～240kg/10a （窒素7.1～8.5kg/10a） ←			
化学肥料の窒素成分量		窒素9.5～11.0kg/10a ↓	5割	窒素24kg/10a
土壌改良資材の種類及び施用量	種 類	施 用 量		
	-	-		

グループのため、最少施用量と  
最多施用量を記載。

注．個々の圃場によって、化成肥料と指定配合肥料の窒素施用量は異なるため、各肥料の最少施用量の合計および最多施用量の合計と、化学肥料由来の窒素施用量とは必ずしも一致しない。

## (2) その他の生産資材の公表情報の例

マンガン・ほう素以外の微量元素（鉄、亜鉛、銅等）肥料・農薬以外の葉面散布剤（樹木や海草の抽出エキス、牛乳等）育苗培土、微生物資材など、農作物に使用又は土壌に施用された資材は「生産者が使用又は施用したその他の生産資材」となる。

「生産者が使用又は施用したその他の生産資材」は資材の名称及び目的の公表が義務づけられている。

なお、育苗培土に化学肥料を使用していない場合は、その旨を< >書きで追記し、公表することができる。

表8 生産者が使用又は施用したその他の生産資材の名称及び目的の公表情報の例

生産者が使用又は施用したその他の生産資材の名称及び目的	育苗培土（イネの育苗）<化学肥料を使用せず>
-----------------------------	------------------------

## (3) 公表情報の記載上の注意

まず、同じ肥料の種類毎、土壌改良資材の種類毎に、施用量（削減割合を公表する場合は化学肥料由来の窒素量が必須）を集計して記載する。

また、養液栽培においては、1圃場に移植（又は播種）時期の異なる複数の作型で栽培が行われている場合には、当該ロット（農産物識別番号）の作物を移植（又は播種）して以降に養液原液タンクに施用された肥料の種類と栽培面積を基に算出した単位面積あたりの施用量を記載する。

なお、肥料によっては土壌改良資材として指定されているものがあるので、その場合は、土壌改良資材の欄にのみ記載する。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 例1： 腐植酸苦土肥料には土壌改良資材の腐植酸資材に該当するものがある。 |
| 例2： たい肥には土壌改良資材のパークたい肥に該当するものがある。    |

これらを基に以下の公表情報を記載することになる。

- 肥料の種類 : 2. に示した種類に従って記載する。
- 肥料の施用量 : 収穫した圃場毎に、あるいは集団の場合には農家毎に施用量が異なることがあるので、その際は50～100kg/10a のように幅を持たせて公表する。
- 窒素成分量 : 化学肥料由来の窒素施用量（単位は kg/10a）を小数点以下1桁（切り上げ）で記載する。
- 平均窒素成分量 : 地方公共団体の定める施用量をもとに記載する。
- 化学肥料の削減割合 : 以下の計算式により求める。

ただし、集団の場合は、各圃場によって化学肥料由来の窒素施用量が異なることがあるので、その場合は最も削減割合が少ない数値を公表する。

なお、削減割合は特別栽培農産物と異なり特に基準がないので、1割以上の削減割合であれば表示できる。

$$\text{化学肥料削減割合} = \{ 1 - (C \div D) \} \times 10$$

C=施用した化学肥料の窒素成分量

D=当該農産物に施用される平均的な窒素施用量を考慮して地方公共団体が定める化学肥料の窒素成分量。

注．十分の一未満の端数があるときは端数を切り捨てる。

土壌改良資材の種類 : 3 . に示した種類に従って記載する。

土壌改良資材の施用量 : と同様に公表する。